

(様式 1-3)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 30 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	埋蔵文化財発掘調査事業	事業番号	A-4-1
交付団体	宮古市	事業実施主体 (直接/間接)	宮古市 (直接)		
総交付対象事業費	232,706 (千円)	全体事業費	290,991 (千円)		
事業概要					
東日本大震災復興等による埋蔵文化財の発掘調査に対応する。 事業内容：復興に伴う公共事業の事前調査、個人住宅建築や民間事業等にかかる試掘調査・本調査・資料整理・報告書作成 なお、当該事業は「宮古市東日本大震災復興計画」P33 に以下のとおり記載されているところ。 (1)すまいと暮らしの再建 ⑥生涯学習等施設の復旧と文化財の保存・継承 ●文化財の保存・継承のための調査の迅速化					
当面の事業概要					
<平成 30 年度> 発掘調査の整理・報告書作成業務 <平成 31 年度> 発掘調査の整理・報告書作成業務					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災の津波等により被災した市民や民間事業者のなかには、市の復興事業の実施を待たずに自主的に高台等に移転する動きがあり、平成 23 年以降派遣職員・非常勤調査員の増員や事業費の増額を行い対応してきた。 今後もこのような個人や民間事業に伴う発掘調査の更なる増加が見込まれるため、復興交付金事業としての事業推進をはかり、市民の要望に迅速に応えることとしたい。 なお、平成 28 年度までは他の復興交付金基幹事業等で発掘調査 (本調査) が必要となるものについては、それぞれの事業にて経費を積算することとしていたが、平成 29 年度からは本事業 (A-4) において実施することが可能になったことから、整理・報告書作成業務に係る経費について、本事業により実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 30 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	79	事業名	(仮称) 胡瓜沢線道路整備事業	事業番号	D-1-9
交付団体	宮古市	事業実施主体 (直接/間接)	宮古市 (直接)		
総交付対象事業費	1,317,000 (千円)	全体事業費		1,617,000 (千円)	
事業概要					
津波による被災時に高浜地区 (303 世帯、759 人) 及び藤の川地区 (211 世帯、477 人) の孤立を防ぐため、高浜地区と河南地区を結ぶ安全性、利便性の高い道路を整備する。 道路整備 L=1,640m (W=5.0m)					
●宮古市東日本大震災復興計画【推進計画】 ・安全な地域づくり→災害に強いネットワークの形成→市内幹線道路・生活関連道路の復旧・整備 →復興地域防災道路整備事業 に位置付けている。 (事業間流用による経費の変更) (平成 30 年 10 月 10 日) ◆D-15-2-1 法の脇地区津波浸水防護施設整備事業より 244,000 千円 (国費 : H27 予算 82,080 千円、H28 予算 113,120 千円) を流用。 これにより、流用後交付対象事業費は 1,317,000 千円 (国費 : 1,053,600 千円) から 1,561,000 千円 (国費 : 1,248,800 千円) に増額。					
当面の事業概要					
◆終点側 L=1,120m <平成 28 年度> 道路整備 (L=240m) <平成 29 年度> 道路整備 (L=780m) <平成 30 年度> 道路整備 (L=150m) <平成 31 年度> 道路整備 L=840m (舗装)					
◆起点側 L=520m <平成 28 年度> 修正設計、用地測量 (~H29) <平成 29 年度> 用地測量 (H28~) <平成 30 年度> 用地取得・補償、道路整備 (L=100m) <平成 31 年度> 道路整備 L=520m <平成 32 年度> 道路整備 L=800m (舗装)					
◆全体 L1,640m <平成 32 年度> 台帳整備 【第 15→22 回の増額理由】境界未確定地を回避するためのルート変更に伴う残土処分工の増額 【今回以降の申請事業費 (予定)】(既申請事業費 : 1,317,000 千円) <平成 30・31 年度> 244,000 千円 (今回申請分) <平成 32 年度> 56,000 千円					
東日本大震災の被害との関係					
【孤立集落解消のための道路】 高浜地区 (当時 335 世帯、871 人) 及び藤の川地区 (当時 212 世帯、487 人) は、防潮堤 (TP+8.5m) を津波が越え、隣接する一般国道 45 号が寸断された。この地区には、代替する道路もなく他地区との通行が困難な孤立状態に陥り、道路の瓦礫撤去作業による国道 45 号の開通に 2 日かかるなど、救急搬送や支援物資輸送等に支障をきたした。 従前地での再建を基本としたまちづくりを進める高浜地区では、住宅や水産加工施設の再建にあたり、既存防潮堤は TP+10.4m に嵩上げが計画されているが、防潮堤未整備区間もあり、浸水対策等の事業とともに、安心の確保の観点から、早急に一般国道 45 号以外の安全性の高い孤立地区を解消する道路整備が必要とさ					

れている。

本事業は、高浜地区・河南地区を結ぶ道路整備を行うことにより、孤立地区を解消し、災害時の避難経路として、地域の交通円滑化を確保する災害に強い道路網を形成することで、高浜地区及び藤の川地区の安全な地域づくりに寄与するものである。

関連する災害復旧事業の概要

なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 30 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	129	事業名	高浜地区道路整備事業	事業番号	D-1-16
交付団体	宮古市	事業実施主体 (直接/間接)	宮古市 (直接)		
総交付対象事業費	315,000 (千円)	全体事業費	782,000 (千円)		
事業概要					
波による被災時に高浜地区と隣接する一般国道 45 号が浸水し、通行不能となることから、高浜地区の孤立を防ぐ、安全性の高い道路を整備する。 道路整備：高浜 8 号線 (L=285m, W=7.0m)、高浜中央線 (L=170m, W=6.5m) ●宮古市東日本大震災復興計画【推進計画】 ・安全な地域づくり→災害に強いネットワークの形成→市内幹線道路・生活関連道路の復旧・整備 →復興地域防災道路整備事業 に位置付けている。 【事業間流用による経費の変更】(平成 27 年 5 月 21 日) 軟弱地盤工事費が必要となったため、D-22-3 館山都市公園事業より 45,000 千円 (国費 36,000 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 315,000 千円 (252,000 千円) から 360,000 千円 (288,000 千円) に増額。 (事業間流用による経費の変更)(平成 30 年 10 月 10 日) D-13-1 危険住宅移転事業より 313,000 千円 (国費：H24 予算 99,095 千円、H25 予算 151,305 千円) を流用。これにより、流用後交付対象事業費は 360,000 千円 (国費：288,000 千円) から 673,000 千円 (国費：538,400 千円) に増額。					
当面の事業概要					
<平成 26 年度>	調査測量設計 (詳細設計、用地・補償調査)、用地・補償				
<平成 27 年度>	用地・補償				
<平成 28 年度>	修正設計 (～H29)				
<平成 29 年度>	用地・補償、修正設計 (H28～)				
<平成 30 年度>	用地測量、用地・補償、道路整備 (函渠工 L=40m)				

<平成 31 年度> 道路整備 L=380m (～H32) <平成 32 年度> 台帳整備 L=380m 【第 12→22 回の増額理由】 ①盛土工から擁壁工への変更、②工事費（側道等）の計上、③補償費（地下埋設物等）の計上 【今回以降の申請事業費（予定）】（既申請事業費：360,000 千円） <平成 30・31 年度> 313,000 千円（今回申請分） <平成 32 年度> 109,000 千円
東日本大震災の被害との関係
高浜地区は、津波により隣接する一般国道 45 号が寸断されたが、高浜地区には代替する道路もなく、他地区との通行が困難な孤立状態に陥り、救急搬送や支援物資輸送等に支障をきたした。 高浜地区は、従前地での再建を基本としたまちづくりを進めており、既存防潮堤は TP+8.5m から TP+10.4m へかさ上げが計画されているが、防潮堤整備後も LV.2 津波の際は一般国道 45 号を越波し、高浜地区の浸水も広範囲に及ぶことから、孤立地区を解消する道路整備が必要とされている。 本路線の整備により、災害時の避難経路で高浜地区・河南地区を結ぶ（仮称）胡瓜沢線に繋がり、高浜地区の孤立解消及び安全な地域づくりに寄与するものである。
関連する災害復旧事業の概要
なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 30 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

No.	135	事業名	野外活動交流促進施設津波避難路整備事業	事業番号	◆C-2-3-1
交付団体	宮古市	事業実施主体（直接/間接）	宮古市（直接）		
総交付対象事業費	0（千円）	全体事業費	24,000（千円）		
事業概要					
<p>本事業は、東日本大震災により被災し、平成 28 年 4 月から復旧再開した野外活動交流促進施設姉吉キャンプ場において、徒歩避難路を整備しようとするもの。</p> <p>本施設の利用者の目標は、1,200 人を想定しており、施設完成後は、利用者の段階的な増加が見込まれることから、避難路については、確実な安全確保を図るため、利用者の動向を踏まえて整備することを予定し、まずは野外活動交流施設本体の復旧を実施した。</p> <p>平成 28 年 4 月の開園から順調に利用者が増加しており、当初想定していた車両での避難が交通混雑により見直しが必要となった。これまでの間に行ってきた検討結果を踏まえ、徒歩避難の場合、最寄りの高台の一時避難場所へ避難することで確実に安全確保ができることから、今般、避難路を整備しようとするもので</p>					

ある。

施設の年間利用者は、平成 28 年度は 856 人、平成 29 年度は 1,627 人と増加し、当初目標を上回った。

これまでに 1 日最大 112 人が同時に利用しており、山間地であることから、利用時間帯が同時帯に集中する特徴があり、避難時には、同数が避難する形となる。

また、平成 30 年度開通見込みの県道重茂半島線の整備により、今後更なる利用者の増加も見込まれ、今後は、年間 2,000 人の利用者を見込んでいる。利用者が年間 2,000 人となった場合には、およそ 200 人の利用者が、避難路を使用することを見込んでいる。

・整備予定の避難路の概要

整備予定の避難路は、野外活動交流促進施設の南側斜面から、高さ 30.1m の一時避難場所へ避難するための避難路で、擬木構造階段と転落防止兼用手すりを整備し、一時避難場所までの経路を確保しようとするもの。

・事業の効果

施設復旧後の利用者は、平成 29 年度実績で 1,627 人と当初の目標値を超えたが、今後更なる増加が見込まれており、本事業により避難路を整備することで、施設の安全・安心な利用が図られ、利用者の増加につながり、年間 2,000 人を確保することが可能と見込まれる。

※宮古市東日本大震災復興計画基本計画 49 ページ（2）産業・経済復興「⑦観光の復興・再生」●観光施設等の復旧に基づく事業、63 ページ（3）安全な地域づくり「③地域防災力の向上」●防災施設（避難路、誘導標識等）の復旧・整備に基づく事業の取り組みとして実施するものである。

（事業間流用による経費の変更）（平成 30 年 5 月 10 日）

◆C-2-1-1 観光客誘客促進事業より 4,000 千円（国費：H23 予算 3,200 千円）を流用予定。

これにより、流用後交付対象事業費は 0 千円（国費：0 千円）から 4,000 千円（国費：3,200 千円）に増額。

（事業間流用による経費の変更）（平成 30 年 10 月 10 日）

◆C-7-3-1 宮古市魚市場整備事業（用地）より 20,000 千円（国費：H25 予算 16,000 千円）を流用予定。

これにより、流用後交付対象事業費は 4,000 千円（国費：3,200 千円）から 24,000 千円（国費：19,200 千円）に増額。

当面の事業概要

<平成 30 年度>

実施設計

<平成 31 年度>

整備工事

平成 30 年度 実施設計 4,000 千円（事業間流用）

平成 31 年度 整備工事 20,000 千円（今回申請分：事業間流用）

東日本大震災の被害との関係

姉吉キャンプ場は、本州最東端の鮎ヶ崎へ続く遊歩道の入口でもあり、本州最東端を目指す観光客の中継地でもあったが、東日本大震災津波により当該キャンプ場施設が流出した。

関連する災害復旧事業の概要

なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	C-2-3
事業名	野外活動交流促進施設整備事業
交付団体	宮古市
基幹事業との関連性	
<p>姉吉キャンプ場は、昭和 52 年姉吉野営場として整備され、利用者の利便性の向上を図るため、平成 9 年度野営場リフレッシュ事業により管理棟、炊事棟、休憩棟、避難所等の整備を行ったが、津波により甚大な損害を被ったため一部機能を縮小し野外活動交流促進施設（デイキャンプ場）として平成 28 年 3 月復旧工事が完成したものである。</p> <p>今後も施設の安全な運営を継続し、利用者を確保していくため、津波が発生した際に迅速・円滑・安全に避難可能な避難路を本事業で整備し、安心して利用できる地域間交流の場とすることにより、基幹事業の効果を促進しようとするものである。</p>	

(様式 1-3)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 30 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	10	事業名	宮古市魚市場整備事業（用地）	事業番号	◆C-7-3-1
交付団体	宮古市	事業実施主体（直接/間接）	宮古市（直接）		
総交付対象事業費	968,955（千円）	全体事業費	993,955（千円）		
事業概要					
<p>宮古市魚市場の拡張と機能向上を図る施設整備に必要な用地は、岩手県有地で、岩手県では県有地に恒久的な建物を整備する場合は、用地を買い取ってもらう方針となっていることから、用地の取得とともに、地盤沈下した用地の嵩上げと付帯設備の機能移設等を行う。</p> <p>※事業間流用による経費の変更（第 10 回要望） 土壌調査費の追加のため、C-7-4 宮古市鯉ヶ崎地区水産加工団地整備事業（施設）より 45,000 千円（国費 36,000 千円）を流用。これにより、交付対象事業費は 968,955 千円（国費：775,164 千円）から 1,013,955 千円（国費：811,164 千円）に増額。 （事業間流用による経費の変更）（平成 30 年 10 月 10 日） ◆C-2-3-1 野外活動交流促進施設津波避難路整備事業に 20,000 千円（国費：H25 予算 16,000 千円）を流用。これにより、交付対象事業費は 1,013,955 千円（国費：811,164 千円）から 993,955 千円（国費：795,164 千円）に減額。</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度> 用地購入、諸工事設計</p> <p><平成 25 年度> 増設部コンクリート版舗装撤去、盛土、トラックスケール新設工事、殺菌海水、排水施設設置工事、新規井戸設置工事、臨港道路付け替え工事の実施</p>					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災の津波により 宮古市魚市場施設の壁面、窓枠の大部分が損壊、流失。付帯設備の大破、流					

失。屋根までの海水浸水など施設の大部分が破損した状態となったが、応急復旧により震災の翌月には市場業務を再開した。その後、卸売場の嵩上げ、管理棟等の災害復旧等も進み現在に至っているが、震災前まで、荷捌き場、卸売場として使用してきた旧魚市場が滅失したことから、現在の魚市場を拡張し、市場としての水揚げ処理能力の減衰を防止するものとする。併せて、福島第一原発事故放射能汚染の風評による魚価の低迷に対処すべく、サケをはじめとする水揚げ魚類のブランド化を推進するため、卸売場における「質、量、形等」によるランク分けを細分化し、高付加価値化を図るものとする。細かなランク分けを実施するには、スカイトラック等による占有面積の拡大が必要なことから、卸売場を拡張し対応する。加えて、狭隘状況を解消し、搬入搬出部の導線を確保することで衛生管理の側面からも向上を図るものとする

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	C-7-3
事業名	宮古市魚市場整備事業
交付団体	宮古市

基幹事業との関連性

宮古市魚市場整備事業（水産業共同利用施設復興整備事業により整備するもの）の実施に必要な用地を取得し、嵩上げを含む敷地整備を行うものである。

宮古市魚市場の増設により、課題となっている狭隘化が解消され、市場機能が向上することで漁船の利用が促進され水揚げ増大につながる。

（様式 1-3）

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 30 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	58	事業名	危険住宅移転事業	事業番号	D-13-1
交付団体	宮古市	事業実施主体（直接/間接）	宮古市（直接）		
総交付対象事業費	814,820（千円）	全体事業費	884,433（千円）		

事業概要

津波等により、住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域に建っている既存不適格住宅等について、安全な場所への移転を促進するため、既存不適格住宅等の除却等に要する経費と新たに建設する住宅に要する経費に対し、補助金を交付する。

（事業間流用による経費の変更）（平成 30 年 10 月 10 日）

D-1-16 高浜地区道路整備事業に 333,867 千円（国費：H24 予算 99,095 千円、H25 予算 151,305 千円）を流用。

これにより、交付対象事業費は 814,820 千円（国費：611,115 千円）から 480,953 千円（国費：360,715 千円）に減額。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 24 年度>

<ul style="list-style-type: none"> ・除却費等（撤去費・動産移転費・仮住居費・跡地整備費等）への補助金交付。 ・建設助成費（不適格住宅に代わる新たな住宅建設等のため要する経費に対する利子補給）への補助金交付。 <p><平成 25 年度> 同上</p> <p><平成 26 年度> 同上</p> <p><平成 27 年度> 同上</p>
東日本大震災の被害との関係
<p>津波により、住宅が流失・大規模半壊、半壊等の被害を受けたが、今後、海岸保全施設については、既往第 2 位の津波を完全に防ぐ高さで整備されることから、最大クラスの津波が襲来した場合には防ぐことができない。想定される浸水区域内で一定程度の浸水が想定される地域を災害危険区域に指定し、区域内にある既存不適格住宅等の移転を促進し、住民の安全の確保を図る必要がある。</p> <p>※区域の被害状況も記載して下さい。</p>
関連する災害復旧事業の概要
なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 30 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	133	事業名	法の脇地区津波浸水防護施設整備事業	事業番号	◆D-15-2-1
交付団体	宮古市	事業実施主体 (直接/間接)	宮古市 (直接)		
総交付対象事業費	570,100 (千円)	全体事業費	326,100 (千円)		
事業概要					
<p>法の脇地区及び津軽石地区においては、東日本大震災の津波により大きな被害を受けた。</p> <p>浸水の多くは、津軽石川の河川堤防を越流した津波が法の脇地区を襲い、その津波が JR 山田線沿いに進み津軽石地区の浸水に至った。</p> <p>当地区においては、防潮堤を整備 (T. P+10.4m に嵩上げ) した場合でも最大クラス (L 2) の津波発生時には浸水が予想されている。</p> <p>そこで、津軽石市街地への浸水を防ぐため、法の脇地区に津波浸水防護施設を構築し、それに伴い周辺の土地を嵩上げし地域の浸水対策を図る計画である。</p>					

<p>(事業間流用による経費の変更) (平成 30 年 10 月 10 日)</p> <p>D-1-9 (仮称) 胡瓜沢線道路整備事業に 244,000 千円 (国費 : H27 予算 82,080 千円、H28 予算 113,120 千円) を流用。</p> <p>これにより、交付対象事業費は 570,100 千円 (国費 : 456,080 千円) から 326,100 千円 (国費 : 260,880 千円) に減額。</p>
<p>当面の事業概要</p> <p><平成 27 年度></p> <p>設計、用地買収・物件補償、本体工事 (盛土)</p> <p><平成 28 年度></p> <p>本体工事 (盛土)、道路工事、用地買収・物件補償</p>
<p>東日本大震災の被害との関係</p> <p>東日本大震災により被災した法の脇地区では、新たに津軽石地区に防災集団移転団地を整備する。また、隣接する津軽石小学校付近には、津波復興拠点整備事業を導入し被災公共施設を集約復旧する。</p> <p>その他、災害公営住宅事業や道路事業等の各種事業展開が予定されているが、当該津波防護施設の設置が無ければ、当該地区への浸水は不可避であることから、本事業は重要である。</p>
<p>関連する災害復旧事業の概要</p> <p>なし</p>

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

<p>関連する基幹事業</p>	
<p>事業番号</p>	<p>D-15-2</p>
<p>事業名</p>	<p>津軽石地区津波復興拠点整備事業</p>
<p>交付団体</p>	<p>宮古市</p>
<p>基幹事業との関連性</p>	
<p>津軽石地区津波復興拠点整備事業は、被災公共施設を集約や高台への避難等のための道路整備のほか、災害時の物資等の集積・配布及び炊出し等の被災地支援活動を行うための公園・広場を整備する計画である。今後、防潮堤を整備 (T. P+10.4m に嵩上げ) した場合でも、最大クラス (L 2) の津波発生時には、当該公園・広場の浸水が予想され、災害時の円滑な復旧支援活動の支障となる。津波浸水防護施設を整備し施設への浸水を防止することは、津波に対する防災性の向上に資するものである。</p>	